

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

ほじん

秋

2015

No.690

私の経営哲学—第6回

金沢法人会 株式会社 箔一

浅野 邦子

特集 **マイナンバー制度**

平成28年度税制改正に関する提言を決議

全国大会徳島大会開催



公益財団法人 全国法人会総連合





ようこそ

「常世の国いばらき」へ

— 鬼澤 邦夫 —

第29回「法人会全国青年の集い茨城大会」が、本年11月19日・20日の両日にわたり、水戸市で開催されます。

茨城県は、奈良時代に編纂された「常陸国風土記」^{ひたちのくにふどき}で次のように記されています。<常陸の国は土地が広く肥沃で拓けたよい国である。海の宝庫・陸の宝蔵、膏したたる物産の楽土である。常世の国（理想郷）とはこの地のことではないだろうか。>

このことは、今に至るまで変わることなく、山海の幸に恵まれた豊かな自然と温和で暮らしやすい環境が続いております。その一端をご紹介しますと、「耕地面積割合」や「1住宅当り敷地面積」は全国1位であります。メロンなど産出額が全国1位の農産物も多く、東京都中央卸売市場における茨城県産青果物のシェアは11年連続全国1位となっております。

一方、茨城県は農業県と同時に工業県でもあります。10年間累計の工場立地面積も全国1位であり、首都圏市場に隣接していることや産業基盤の蓄積の利点に加え、タテ・ヨコに交錯する高速道路、4つの港湾など物流を支えるインフラの整備が進んでおります。さらに、県南に位置するつくば研究学園都市には、JAXA宇宙センターや産業技術総合研究所をはじめとする、最先端技術を研究する各分野の関係機関が数多く集積しています。

開催地の県都水戸市は、日本遺産認定で日本最大の藩校「弘道館」や、日本三名園の一つで都市公園として世界第2位の面積を持つ「偕楽園」など、歴史文化遺産が数多く残されております。

青年部会員の皆様には、茨城県の山海の豊かな食材をご堪能いただき、最先端科学や文化財、豊かな自然などを見学していただきたいと思っております。本大会が、全国の青年部会活動の充実・発展に寄与しますよう、おもてなしを含めて準備万端整えております。

大勢の皆様のご参加を心からお待ちしております。

(茨城県法人会連合会会長 株式会社常陽銀行会長)

ほろいん

2015

秋

No.690

- 1 ▶ **エール**
- 2 ▶ **私の経営哲学**
株式会社 箔一
代表取締役会長 浅野邦子
『想い』は人の心を動かせる
- 5 ▶ **税務コンプライアンス向上のために**
「なるほど！自主点検チェックシート」vol.3
- 6 ▶ **特集 マイナンバーガイドライン**
小規模事業者の留意事項
特定個人情報保護委員会事務局総務課
上席政策調査員 鈴木涼介
- 8 ▶ **平成28年度税制改正提言（要約）**
- 11 ▶ **全法連ひろば**
平成28年度税制改正に関する提言を決議
徳島市で全国大会開催
- 12 ▶ **法人会リレーニュース**
税務研修会で北海道博物館と八紘学園視察
東京都環境賞を受賞
- 14 **情報分析の目**
- 15 **税論**
- 16 **税務相談 Q&A**
- 17 **実践 税務調査**
- 18 **健康バンザイ**
- 19 **暮らし塾**
- 20 ▶ **間違いさがし・マンガ「難解の世代」**
▶ **読者から・編集後記**

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

Kuniko
Asano

第6回



『想い』は人の心を動かせる

浅野 邦子 | 株式会社 箔一
代表取締役会長

Kuniko Asano, Chairman

一万分の一ミリという薄さで美しい輝きを放つ金箔。箔一は、素材として使われることが殆どだった金箔を「金沢箔」として日常的に使える「金沢箔工芸品」という新分野で切り拓き、新しい地場産業に発展させた。金沢という伝統を重んじる地で、まだ女性の社会進出

さえ珍しかった時代に、20代の女性がわずか15万円で起業した会社は、工芸品の枠にとどまらず、様々なジャンルの商品を生み出し、今や国内だけでなく海外からも注目されている。金沢箔を愛してやまない女性経営者の華麗でダイナミックな経営哲学とは。

Q 社員の方々に浅野会長の考えや企業理念を理解してもらったため、どのようなことをされてこられましたか？

A 時代と共に目標や戦略は変わっていきますが、企業理念はずっと変わりません。そこには私の想いや箔一は何のために存続するかなどが詰まっています。金沢箔が素材産業に甘んじてはいけなない、その使命感と、金沢箔を使った商品を贅沢品ではなく日常生活の中に根付かせたいという想い。その想いと共に、理念は繰り返し繰り返し伝えてきました。時代によって捉え方も変わってきています。ですから、しつこいくらい伝えていかないとけません。今も朝礼で一斉唱和して伝承しています。

Q これまで一番大変だったことは何でしたか？ そしてどうやってそれを乗り越えられたのでしょうか。

A 箔一は昭和50年にあぶらとり紙の特許を取って伸びてきた会社です。何年か経つと参入する会社も増え、低価格の類似品を出されるようになり、1999年、24億あった売上は12億まで減ってしまいました。しかし、会社を存続させるために資金繰りや工場の閉鎖、社員の早期退職など、様々な戦略をたつた一人で考えてやり遂げました。なぜならば、風評被害を恐れたからです。社員を動揺させまいと気丈に立ち居振る舞い、倒産の噂を聞きつけた新聞社の取材にも女優のように堂々としていました。でも、



実は眠れない日が何日も続いて、本当に辛かったですね。会社も金沢箔工芸会も、一から創り上げてきたという意地がありましたから負けるわけにはいかなかったんです。でも、後発の類似品と私達の熱い想いがこもった製品とでは、やはり違うと得意先もだいたい戻ってきましたけどね。

こういった参入者が増えて過当競争になることは予測していましたから、実は一つの商品がヒットしているうちに、次の戦略も立てていました。売れているうちに次の戦略を立てておく。これも経営にとってとても大切です。私の会社は追い風と向かい風が半々だったなと思っています。

ます。相手が攻めてきたら次の一手を打ち身をかわしてさつと別なところに行く経営を、私は「あみだくじ経営」と呼び実践してきました。

Q では、一番嬉しかったことは何でしたか？

A 自分の作ったものが初めて売れてお金を頂けた時ですね。東京のデパートに初めて並べられて、1700円の小箱が売れたのですが、高島屋の包装紙に包まれ、お客さんがお金を払って持って帰っていかれました。その様子をちょっと離れたところから見えていたが、あの時の感動は今でも忘れられないですね。

Q あの時こうしていたら良かった、ということがありますか？

A マイナスなこともプラスに考えてしまいう性格なので殆どありませんが、強いて言えば2代目を谷底に落としすぎたかな、ということですね。可愛い子には旅をさせろ、とはよく言ったもので、最初はよその釜の飯を食わせた方が良かったのでは、と今になって思っています。それをせずに、最初から会社で厳しくしすぎたかな、と思っています。

Q 経営に一番大切なものは何だとお考えですか？

A うちの場合、ものづくりの会社ですから、ものづくりに対する熱い想い、情熱が大切だと思っています。24時間手抜きをせず、この会社を守り、攻

め続ける、そのために常に考え続ける情熱と言いますか。社員は私の背中を見ているわけだから、私が一生懸命やらなくちゃ誰もついてこないですよ。

それからもう一つ、経理は人任せにしないこと。私自身、商売を始めた時、お金がなくて税理士さんを雇えなかったということもあるんですが、夜間の経理学校に通いながら自分で経理もやっていたんです。最初は申告の仕方も分からないから税務署に教わりに行ったんですが、その時、教えてくれた若い職員さんに「銀行からお金を借りるにはどうしたらいいの？」と聞いてみたんです。すると「まず会社を作りなさい、そしてしっかりと仕事をして儲けて、税金を納めなさい。税金を引いた後の半分があなたの通知簿になるから」と。税金を納めるということが私自身の信用になり、会社の保証になる、だから保証人なんてなくても銀行からお金が借りられるようになる、と教えてくれたんです。今、私があるのは、そして箔一がAAAまで頂ける財務体質になったのは、あの時のあの言葉のおかげです。

Q 今では女性経営者も多くなりまして、女性経営者に大切なことは何でしょうか。

A 私が起業した頃は女性経営者なんて殆どいない時代でした。前例がなかったから逆に、女に出来るわけがないと、全く気にされなかったことが逆に

良かったのかもしれないね。起業して会社を大きくするのは女性も男性も一緒でも当時は宴会なんか行くと、お酌しろっていつも言われて、その度にいつか追いついて、追い越してやろうと思っていました。

今は女性経営者も多い時代になりましたが、女性だからこそ輝いていてほしいです。ブランド品を身につけるとかではなく、目の輝きを失わずに生き生きと仕事をしてほしい。あと、女性の特権を利用するような、女性が見ても嫌だと思、う経営者は駄目ですね。そして、身の丈をわきまえて欲しいです。夢を見るのはいいけれど、手の届かない夢を追いか



けるのではなく、手の届く夢に向かつて着実に努力するような。色々な公職もやらせて頂いています。最初から目標をしっかりと決めるように、そして自分が有名になりたいのか、会社のブランドを上げていくために自分があるのか、そこをよく考えるように言っています。

Q 苦戦している中小企業や、新しい商品を生み出せずに悩んでいる企業へアドバイスをお願いいたします。

A 私はシンプルに自分が欲しい、こんなものがあったらいいなあと思うものを作ってきただけなんです。技術開発についてはクレームからのステップアップをしていったと思っています。お客様のご意見や苦情をよく聞く。そして企業の中で抱えているマイナスイ面を是正していくと新しくいいものが出来ると思っていますし、うちの場合はそうだったんです。ヒントはニーズと解決すべき問題点の中にある。クレームからニーズを汲み取るということです。

それと、絶えず考えて続けていけば必ずどこかでヒントに出会えると思います。だからいつもアンテナを張っていることが大切。電波は誰にでも公平に降りているんだから、と会社では言っています。それからもう一つ、これは実際にあった話ですが、試作中に失敗したものがそのまま商品になったものもあるんです。銀が変色してしまったのは失敗作だったけど、でもこれ形にしたらどうだろう、

と。逆転の発想というか、苦肉の策から生まれたものも沢山あります。他の会社に真似されない技術は思いもよらないところから思いついたりしています。マイナスをプラスに捉えてしまう性格だと先ほどもお話ししましたが、失敗もチャンスに変えてしまう性格なんですね(笑)。

Q 浅野会長が誰にも負けないこと、自慢できることは何ですか？

A ものづくりへの想いですね。想いがなければ何も出来ないし、想いは人の心を動かすと信じています。よく想いが強すぎるって怒られますけれど、箔に対する想いは世界で一番強いと思っています。一枚の金箔箔にこだわってものを創造し、それを売ることによって喜びや幸せも提供していきたいんです。

Q 最後に、これからの抱負をお聞かせください。

A 一枚でも多くの金箔箔を世の中に出したいと思っています。金箔箔を日本の和 문화としてもっとアピールしたい。

実は以前からホールディングを目指したいと思っていました。一枚の箔をベールに、工芸品だけでなく建築、化粧品、食品と、事業部を増やしていっています。伝統工芸企業として社員の生活を守りながらいいものを作り続ける企業でありたいですね。ビッグカンパニーではなくグッドカンパニーであり続けたい、そう思っています。

COMPANY PROFILE

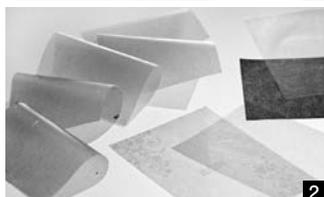
株式会社 箔一

創業	1975年
所在地	石川県金沢市森戸2丁目1-1
資本金	5800万円
業種	金箔箔の製造、販売/金箔箔製品(テーブルウェア・インテリア・食用金箔・化粧品)の開発、製造、販売/建材装飾の企画、デザイン、施工/観光施設の運営

<http://www.hakuichi.co.jp/>



1



2



3

1販売されているアイテムは3000種以上に及ぶ
2金箔打紙製法で作られるあぶらとり紙 3美しくレイアウトされた本社1階のショップ



代表取締役会長 浅野 邦子

京都市生まれ。1975年、箔一を創業。76年、全国初の金箔打紙製法によるあぶらとり紙を商品化、特許取得。77年、株式会社箔一設立。日刊工業新聞優秀経営者顕彰「女性経営者賞」、通産省ニュービジネス協議会「レディスアントレプレナー賞」、経済産業省「ものづくり大賞優秀賞」など多数受賞



なるほど!

税務コンプライアンス向上のために 自主点検チェックシート vol.3



～これまでの概要～

A先輩の異動により新しく経理担当の後任に決まったBさん。業務の引継ぎとともに自主点検チェックシートの活用方法を確認しています。

損益科目は利益に直結

A先輩：さっきまでは貸借関係の項目だったけれど、今度は、会社の決算に直接反映される「IV 損益関係」の項目に移るわよ。まずは、売上から、『売上計上基準に基づいて計上されているか』の項目だけど、うちの会社の計上基準はちゃんと理解している？

Bさん：確か、商品を発送する時に売上に計上するのですよね。

A先輩：正解。売上の計上基準は、取引の形態に応じて合理的と認められる基準を決めているので、会社で異なる場合もあるから、気を付けてね。

Bさん：はい。万一誤ってしまったら、会社の利益に直接に影響があるから大変ですよね。

●点検項目チェック表 (例)

IV 損益関係

科目等	点検項目	点検欄	
		／	／
売上	50 自社の売上計上基準に基づいて計上されていますか。		
	51 値引き、割引、割戻し等は責任者の承認の下に処理されていますか。		
	52 相殺がある場合には、相殺前の金額で売上に計上していますか。		

A先輩：次は、値引き・割引・割戻しに関して。値引き等が行われた時は、担当者や責任者の範囲内で適正に処理されているかを確認することも必要よ。

Bさん：うちの会社では、値引き等は営業担当者の裁量に任されている範囲がありますが、それを超えた場合に注意が必要ってことですよね。

A先輩：そう。うちの会社では、営業担当者の権限を越えた金額を値引きや割戻しをする場合は、社長決裁の稟議書を作成しているのは知っているでしょ？

Bさん：はい、聞いたことがあります。ということは、営業担当者の権限を把握して、それを超える値

引き等があったときは、きちんと稟議書が作成されているか確認することが重要ですね！

A先輩：稟議書を作成しなければならないのに作成していないということは、社員が取引先から裏で賄賂を貰って割戻しをしている……なんて事情がある可能性も！

Bさん：そんな不正があってはいけないから、内部けん制のためにも、確認が必要なのですね。

A先輩：さて、売上の次は原価の項目が続いているけれど、考え方としては同じよ。

Bさん：仕入も計上基準に基づいて計上することが大事なのですね。

給与は経費の主要部分

A先輩：自主点検チェックシートの点検項目も終盤に入ってきたわよ。あと少しだから息切れしないでね。

Bさん：経費は沢山の科目があるので、チェックも大変そうなイメージがありますが……。

A先輩：科目は多いかもしれないけど、重要なポイントはこの自主点検チェックシートでまとめられているから大丈夫よ。

Bさん：例えば、給与の関係では、どんなところに注意すればよいのでしょうか。

A先輩：従業員給与関係で重要なのは、扶養控除等申告書よ。これは給与計算や年末調整の基礎資料のひとつにもなるの。その年の最初の給与支払日の前日までに提出されているか。中途採用の人の場合は、採用後最初の給与支払日の前日までに提出されているかを忘れずに確認してね。扶養控除等申告書の提出がない場合は、源泉所得税の計算は乙欄を適用する必要があるのよ。

それから、出勤簿やタイムカードが適切に作成・保管されているか。基本的な内容だけど、日常業務に追われて忘れがちだから、漏れがないようにね。

Bさん：はい！ 給与関係は社員全員に関わってきますし、経費の中でも金額が大きいですね。先輩のように社員からの信頼が厚い経理担当になるよう、日々の業務を大切にします！

※自主点検チェックシート、及びガイドブックは、全法連 HP トップページ右側のバナーよりダウンロードいただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



マイナンバーガイドライン

小規模事業者の留意事項

前号「ほうじん2015夏」では、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会が策定・公表した「特定個人情報法の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会告示第5号）について、基本的なルールを中心にその概要を紹介しました。本稿では、従業員が数人規模の事業者（以下、便宜上「小規模事業者」）が特に留意すべき項について、従業員の入社から退職までの流れに沿って解説します。なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解にすぎず、委員会の公的見解を示すものではない点にご留意ください。

鈴木涼介

特定個人情報保護委員会事務局
総務課 上席政策調査員。税理士。

入社

1 個人番号を取得しましょう

事業者は、源泉徴収票や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届などの行政手続きに関する書類に、従業員の個人番号（マイナンバー）を記載して、税務署長や日本年金機構などに提出することになります。そのため、新しく入社した従業員から番号が記載された書類（例えば扶養控除等申告書など）を受け取るようになります。既に雇用している従業員からも番号を取得する必要があります。同様に個人番号の提供を受けましょう。

その際、個人番号を「どのような事務で利用するのか」という「利用目的」の特定も重要です。例えば、「源泉徴

収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」、「雇用保険届出事務」などがあげられます。従業員への伝え方は、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられるでしょう。

なお、事業者は、個人番号関係事務を処理するために、必要がある場合に限って、従業員に対して個人番号の提供を求めることができますが、例えば従業員管理や営業成績管理のために従業員に番号の提供を求めることはできません。

2 本人確認をしましょう

事業者は、本人（または代理人）から個人番号の提供を受けた場合に、本人確認を行う必要があります。ここでいう本人確認とは、①正しい番号であ

ることの確認（番号確認）と、②現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）との二つの手続きを意味します。

本人が個人番号カードを所有している場合には、その提示を受けてカードの表面（身元確認）及び裏面（番号確認）を確認することにより本人確認を行うことができます。個人番号カードを所有していない時は、通知カードや個人番号の記載がある住民票の写しの提示を受けて番号確認を行い、運転免許証やパスポート、写真付き学生証などの提示により身元確認を行います。

ただし、雇用関係にあることなどから、本人に相違ないことが明らかであると個人番号利用事務実施者が認めると、身元確認を不要としても構いま

せん。また、2回目以降の個人番号の取得で、上記の番号確認のための書類の提示を受けることが困難な場合は、過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことなども認められます。その他、対面だけでなく、郵送、オンライン、電話により個人番号を取得する場合にも、同様に番号確認と身元確認が必要となります。詳しくは、内閣官房ホームページを参照してください。

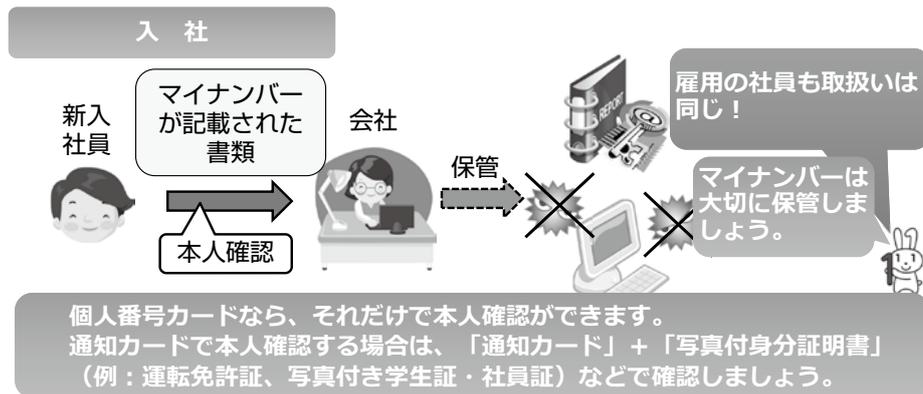
3 しつかりと保管しましょう

事業者は、従業員の個人番号が漏えい等しないようにするために、その番号は大切に保管しなければなりません。例えば、個人番号が記載されている書類は、鍵のかかる書庫などに保管しましょう。また、個人番号が保存されて

いるパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウイルス対策ソフトを入れておきましょう。

源泉徴収票などの作成

源泉徴収票を作成する場合など従業員の個人番号を利用するときは、誰が取り扱うのかを決めておきましょう。



源泉徴収票などの書類に記載したり、税務署長や日本年金機構などに提出をしたりする際は、業務日誌などに記録するようにしましょう。

また、源泉徴収票の控えなどを手元に保管しておく場合には、外部の人に見られたり、机の上に置いたままにしないようにすることも重要です。

退職

1 退職する従業員からも個人番号を取得する場合があります

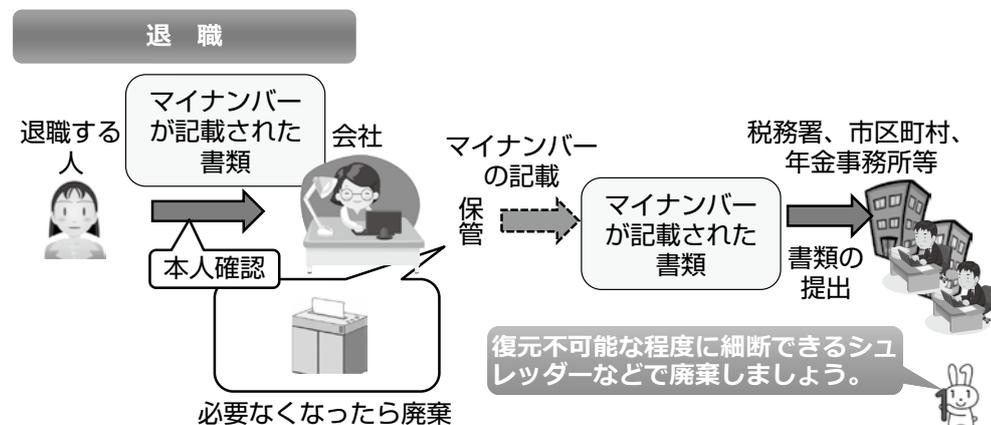
退職所得の受給に関する申告書など、退職する従業員から受け取る書類にも個人番号が含まれています。そのため、退職する従業員であっても、その書類の取扱いには注意が必要です。退職の際に個人番号を取得した場合にも本人確認は必要ですが、その場合には、番号が間違っていないか過去の書類を確認することで対応は可能です(「入社」参照)。

2 必要なくなったら廃棄しましょう

個人番号は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなり、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに廃棄または削除しなければなりません。

個人番号が記載された書類を廃棄する時は、焼却または溶解等の復元不可能な手段を採用するほか、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用などが考えられます。番号が記載された書類をそのままゴミ箱に捨てることのないようにしましょう。そして、個人番号を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認しましょう。

また、廃棄の作業を外業者に委託する場合には、委託先が確実に廃棄したことを、証明書等で確認しましょう。



従業員以外の個人番号

事業者は、従業員以外の者の個人番号を取り扱うこともあります。具体的には、支払調書に税理士や大家・地主などの個人番号を記載して、税務署長に提出するのですが、この場合においても従業員と同様に、利用目的を特定(例えば支払調書作成事務)し、本人確認をします。その他、番号を大切に保管することや必要がなくなったら廃棄が必要であることは、従業員の個人番号の取扱いと同じです。

おわりに

特定個人情報保護委員会ホームページには、「小規模事業者必見！マイナンバーガイドラインの「かんどころ」や「中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン」などの資料が掲載されていますので、小規模事業者の特定個人情報の適正な取扱いに役立ててください。

- 用語の定義などは、前号(「ほうじん2015夏」)を参照してください。
- 個人番号カードは、本人の申請手続きにより、平成28年1月以降に発行されるICカードです。
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.jpcc.go.jp/>

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保すると

もに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税引き上げは国民に痛みを求めるところに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応

平成28年度税制改正に関する提言(要約)

できるものと考えるので、導入の必要はない。

- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよ
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1)我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率



9月2日、税制委員会で税制改正提言が審議された

率を実現する。
(2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度

を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。
(2)親族外への事業承継に対する措置の充実

(3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ 地方のあり方

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積、つくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機

能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

今年5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。

こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

新会員募集中！

9～12月は会員増強月間です



経営は、真剣勝負。
法人会で、税の知識とネットワークを。

法人会
私のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

平成28年度 税制改正スローガン

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
中小企業の力強い成長なくして、
真の経済再生なし！

法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、軽減税率15%本則化の実現を！
中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

平成28年度税制改正に関する 提言を決議

全法連は9月16日の理事会で、全法連税制委員会（柳田道康委員長）が取りまとめた「平成28年度税制改正に関する提言」を決議した。また、提言の重点項目を簡潔に表したスローガンについても4本選定した。

アベノミクスの効果により、日本の景気は緩やかな回復基調にあるものの、地域経済と雇用の担い手である中小企業にまでその実感が行き渡っていないのが現状である。

こうした状況を踏まえ、提言書では、法人実効税率20%台の早期実現や、中小企業の活性化に資する税制措置、事業承継税制の拡充など、中小企業の経営実態を踏まえた提言を取りまとめる一方、税のオピニオンリーダーとして、財政健全化、社会保障制度など日本の将来を見据えた内容についても言及している。（提言要旨は8P〜10P、提言全文は全法連ホームページに掲載しています）

10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、中小企業庁等に提言活動を実施する。各県連・単位会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し提言を行う予定である。

徳島市で全国大会を開催

第32回法人会全国大会が10月8日、

徳島県徳島市の徳島県立産業観光交流センター（アステイトくしま）で開催され、全国の法人会会員ら約1800名が参加した。

一般市民も聴講した第1部では、大会初の試みでパネルディスカッションを実施し、地元徳島の活性化に取り組むパネリスト（いろいろどり社長・横石知二氏、グリーンバレー理事長・大南信也氏）らが「地方創生」をテーマにディスカッションを行った。

第2部では、国税庁の中原広長官、徳島県の飯泉嘉門知事、徳島市の原秀樹市長らの来賓を迎えて式典を挙行した。はじめに、徳島県連の古川武弘会長の開会の辞、続いて、池田弘一全法連会長が主催者を代表してあいさつを述べた。

その後、会員増強表彰等の表彰状贈呈を挟んで、柳田道康税制委員長の「平成28年度税制改正に関する提言」の報告、徳山周南法人会青年部会の藤田希臣副会長による租税教育活動の事例発表などが行われ、最後に、次回開催地である長崎県連の宮脇雅俊会長が閉会の辞を述べた。

次回の全国大会は、平成28年10月20日に長崎県長崎市で開催される予定。

国税庁からのお知らせ

国税を一時に納付できない方へ （申請による換価の猶予が 新設されました）

国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、所轄の税務署に申請することにより、財産の換価（売却）が猶予される制度が設けられました。この制度は、平成27年4月1日以降に納期限が到来する国税に適用されます。

換価の猶予が認められると、国税を分割で納付している間は、財産の差押えや換価（売却）が猶予されるほか、その間の延滞税の一部が免除されます。なお、換価の猶予により分割して納付することができ期間は、1年の範囲内で、納税者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間です。

○換価の猶予が受けられる方

次のいずれにも該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ・ 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあると認められること

- ・ 国税を優先的に納付する意思があると認められること
- ・ 申請する国税以外に、既に滞納となつている国税がないこと
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ・ 原則として、担保の提供があること（一定の要件に該当するときは、担保を提供する必要はありません）

○換価の猶予の申請手続

換価の猶予を申請する場合は、①換価の猶予申請書、②資産、負債、収支の状況、③担保の提供に関する書類を、所轄の税務署に提出してください。

申請書の詳しい書き方などについては、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）または税務署の窓口にある「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

国税を納期限までに納付できない場合は、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。





〈法人会〉

リニューアル

税金の使われ方を学ぶ税務研修会 北海道博物館と八紘学園を視察

〔札幌西〕 札幌西法人会（北海道）女性部会は、7月7日に一般参加者を含む20人で、税務研修会を行った。札幌市厚別

区にある北海道博物館は、北海道開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターという道立施設を、税金を投じて統合し、今年4月にリニューアルオープンしたばかり。見て触れて体験できる展示が5つのテーマで紹介されている。



「北海道は北のはずれではなく北と南の結節点。北海道を中心として自然・歴史・文化がどう見えているかを是非知ってほしい」という学芸員の説明に、新しい視点で見学。参加者からは「また時間をかけてゆっくり訪れたい」との声もでていた。午後は豊平区の見ごろを迎えた学校法人八紘学園北海道農業専門学校の花菖蒲園で素晴らしい花菖蒲を愛でた後、校内の農産物直売所で新鮮野菜の購入や自家製アイスに舌鼓。充実の一日を過ごした。

陸前高田市で課外授業 肌で感じる復興の歩み

〔盛岡〕 盛岡法人会（岩手）青年部会は、盛岡市立土淵中学校の生徒157名を引率し陸前高田市において租税教室課外授業を行った。同部会は以前から同校3年生対象の租税教室を開催していたが、今回は復興税の使われ方を自分たちで見て体験しようという企画に、全生徒を引率して欲しいという強い依頼を受けての実現。大型バス4台に税制・研修・総務の各委員が分乗し、映画鑑賞と税金クイズで税への関心を高めてもらい、現地へ。陸前高田



市では語り部ガイドの話聞きながら、災害公営住宅やベルトコンベヤー、被災した中学校校舎、復興まちづくり情報館などを見学、被災地での様々な場所に復興税が使われていると説明を受けた。午後は、シンガポール共和国の義援金で建設されたコミュニティホールで、戸羽陸前高田市長が講演。生徒たちからは積極的な質問もあり、税金クイズ上位5人には清水青年部会長から賞品が渡されたあと、税務署からの1億円レプリカの重さを体験。帰路の車内では一様に、「震災への意識や税金の大切さを肌で感じ、自分たちの目で見る事が出来てとても良かった」と感想を話していた。

宇宙飛行士の 山崎直子氏が講演

〔川口〕 5月21日、川口駅前リア音楽ホールで川口法人会（埼玉）の定期総会終了後、記念の公開講演会が行われた（川口市教育委員会、川口市PTA連合会、草加市教育委員会後援）。

参加者600名を前に、近藤会長の挨拶のあと山崎直子氏の「宇宙・人・夢をつなぐ」をテーマとした講演会がスタート。宇宙に行きたいという子供の頃からの夢が11年間の訓練の末に実現されたことや、スクリーンに映し出された写真とともに宇宙体験が分かりや





すく披露された。満席の観覧者の多くが「目標達成に向けた粘り強さ」に共感を覚えた様子で、最後の質疑応答時には、舞台から観客席まで移動して質問者の目の前で直接答える山崎さんにも場内も大喜び。多くの積極的な質問が飛び交う中、会場は最後まで盛り上がった。

東京都環境賞を受賞

〔東法連〕 東京法人会連合会は、6月11日の第3回通常総会で、外添東京都知事名の東京都環境賞を受賞し、遠藤環境局長から池田会長に感謝状が贈呈された。今回の受賞は、社会貢献活動

の一環として、平成22年3月に東京都と東法連のあいだで締結した協定に基づき、「地球温暖化対策報告書」の提出に際し、法人会の協力が評価されたもの。この活動は今年で5年目を迎えたが、当初は報告書の提出数に伸び悩んだことから、同連合会が東京都と連名の節電ポスターを制作・配布したほか、ごみ減量・リサイクルに対する普及啓発をするなど活動の定着化に努めた。平成26年度は、都に提出された報告書のうち法人会の会員分が8割を超え、今後も法人会の協力が期待されている。今年度の任意提出の期限は12月15日となっており、同連合会事務局では、会員企業に対して積極的な報告書提出の協力を呼びかけたいとしている。

岡山弁の紙芝居で 租税教室

〔岡山東〕 児童への租税教育活動を積極的に実施している岡山東法人会（岡山）では、今年度も女性部会が学童保育での租税教室を行った。「せいきんのことならもたろう」は、何度も話し合って修正を加え岡山弁たっぷりの台詞にこだわった同部会オリジナルの楽しい紙芝居。回を重ねるごとに演技力も増してきた同部会員が、今年度新たに作った可愛い手作りお面を被っての熱演に、地元のテレビ局も取材に訪



れた。続いて行われた「おかやま弁税金かるた」も、子供たちが1枚でも多く取ろうと必死になって大盛り上がり。用意したおみやげも好評で、「また来年も来てね」という嬉しい声も聞かれた。今後の活躍に乞うご期待！である。

カブトガニ産卵地で 清掃作業

〔伊万里有田〕 伊万里市カブトガニを守る会（伊万里ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所など5団体で組織）は、6月16日、生きた化石と言われる「カブトガニ」の産卵期を前に、産卵地として知られ国の天然

記念物でもある木須町多々良海岸の清掃を行った。伊万里有田法人会（佐賀）も公益委員、青年部会員、女性部会員などが社会貢献活動の一環として参加協力。当日は、総勢約50人のボランティアが集まり、海岸に漂着した木屑やペットボトル、空き缶などを手作業で拾い集め、2トン・トラック1台分を回収した。同法人会では、ガレキ運搬用のトラック借上げ料として、金一封を併せて贈呈。毎年多くの人が訪れる7月19日の「産卵を観る会」まで、以前から調査研究や幼生の飼育に取り組んでいる伊万里高校理化学・生物部、地元「カブトガニを育てる会」などと共に清掃活動を継続した。



道険しい「かかりつけ薬局」 地域医療機関との連携がカギ

M・K

街の薬局が大きく姿を変えようとしている。厚生労働省が、患者の服薬情報を一元管理する「かかりつけ薬局」に再編しようとしているのだ。過剰投薬をなくし、医療費を抑制する狙いである。だが、医療機関との連携なしには成り立たない。患者負担も増えるだけに、厚生労働省の思惑通り広がるかは不透明だ。

過剰投薬無くし医療費抑制

厚生労働省が「かかりつけ薬局」普及に乗り出すのは、高齢化で複数の診療科を受診する患者が増え、大量の薬を抱え込む例が目立って来たためだ。飲み過ぎで体調を崩したり、飲み合わせによる副作用で病状が悪化したりするケースも少なくない。

現在、街の薬局といえば、医療機関の周りに並ぶ「門前薬局」が目立つ。多くは1つの医療機関に頼った経営をしており、処方箋を充分チェックしないまま機械的に薬を出しているところもあるのだ。こうした現状を改め、個々の患者の服薬情報を把握するには、複数の医療機関の処方箋を一手に扱う「かかりつけ

薬局」への移行が不可欠との判断である。

一方、医療費の無駄を減らす狙いもある。過剰投薬で自宅に大量の薬が残っているのに、新たな薬をもらい続けているケースも多い。こうした「残薬」によって年間500億円近くが無駄になっているとの試算もある。「かかりつけ薬局」が服薬管理を徹底することで、処方量自体を減らし、薬剤費の抑制につなげたいとの思惑だ。

さらに厚生労働省は「かかりつけ薬局」を「健康づくり支援薬局」と名付けて、在宅医療の担い手にしようとしている。「かかりつけ薬局」となる要件として、24時間対応や患者宅への訪問業務を課す方針だ。

厚生労働省は高齢患者の急増に備え、「病院医療」から「在宅医療」への転換を急いでいる。そのために、患者が住み慣れた地域で暮らせる「地域包括ケアシステム」を全国展開する計画を進めているが、「かかりつけ薬局」にもその一翼を担わせようというのである。

処方箋に異論挟むのは困難

だが、「かかりつけ薬局」の前途は決して平坦ではない。第一、簡単に普及するとは限らない。厚生労働省は来年の診療報酬改定で「かかりつけ薬局」の報酬を加算し転換を促す考えだが、それは患者の負担増にもなりかねない。「同じ薬をもらうならば、安い薬局のほうがいい」という患者が増えることも充分予想される。24時間対応もそうだが、プライベートへの配慮から間仕切りで区切った相談窓口の設置などの要件は、小規模薬局にはかなり厳しいだろう。厚生労働省が期待する「地域包括ケアシステム」の担い手としての機能も

困難が予想される。在宅患者のニーズの中心は往診や訪問看護・介護だ。有料の服薬指導にどれぐらい需要があるかは分からない。

患者の服薬情報を把握したとしても、薬剤師が医師に対して処方注文を付け、薬の種類の変更や量を減らすよう求めるのは現実的に難しい。院外処方箋には、患者のプライバシー保護などを理由に病名が書かれていない場合も多い。

しかも、対象となるのは複数の診療科を受診している高齢患者の処方を見直しである。複数の医師と折衝をしなければならず、ハードルは高いと言わざるを得ない。

そもそも「かかりつけ薬局」が機能するには地域の医療機関との連携が不可欠だ。医師と薬剤師の信頼関係なしに、「かかりつけ薬局」を整備しても始まらない。

厚生労働省の思惑通りに定着するのか、掛け声倒れに終わるのか。地域の医療連携をどこまで充実させられるかが、大きなカギを握りそうだ。

「ベルリンの壁」「バカの壁」など、世の中にはさまざまな「壁」がありますが、「壁」という表現には、障害となるので「打ち破る必要がある」という意味が含まれているようです。

さて、税や社会保障分野で有名な壁は、103万円の壁と130万円の壁ですが、今、この壁を打ち破る作業が国で始まっています。

まずは103万の壁です。これは、サラリーマンの妻（便宜上この言葉を使います）がパートに出て収入が103万円を超える場合、本人に税負担が生じるとともに、配偶者（夫）に38万円の配偶者控除が適用されなくなり世帯の手取りが少なくなるので、妻が103万円の収入で就労調整をすることを言います。

実は、103万円を超えても、配偶者特別控除制度があり、世帯所得の逆転現象は生じないよう手当てされているのですが、多くの方が現実的に就労調整をしています。その理由は、103万円の壁が誤解されて人々の頭にこびりついているという点に加えて、多くの企業が103万円に連動して扶養手当・配偶者手当を出しており、それが打ち切られて逆転現象が起きるということのようです。

従って、103万円の壁を打ち破るためには、国が配偶者控除制度を見直

すとともに、企業側も手当の見直しをしなければならぬということになります。

国の見直しは、政府税制調査会で始まっています。昨年11月に出されたレポートには3つの案が書かれています。が、最有力な案は「夫婦世帯を対象とする新たな控除―夫婦控除の導入」で、

103万、130万の壁

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

細部をつめる議論が行われています。これは、妻の収入にかかわらず結婚すれば控除が受けられるというもので、少子化が深刻な課題となっている今日、新たに若い世代の結婚や子育てに配慮する控除を創設することに意味があります。

その際、以下のようにすればよりよ

い改革となると考えます。

第1に、夫婦控除は所得控除ではなく税額控除にするということです。格差が問題になっている中、低所得者に有利な税額控除は、所得再分配機能の強化につながります。

第2に、いざれ議論は、基礎控除や扶養控除などの所得控除にも広がって

税論

いきます。そこで、オランダの税制改革のように、控除全体を税額控除にしてはどうでしょうか。一方が使いきれない場合、他方の配偶者が使うことができるという内容です。

さて、企業側にも動きがあります。7月7日付朝日新聞は、「トヨタ、配偶

者手当廃止へ、子ども分を4倍増 労使合意」として、「トヨタは、社員の妻の年収が103万円以下の場合に払う月額2万円の専業主婦らの手当てを廃止し、子どもの人数に応じて支払う手当てを現在の5千円から2万円に引き上げる。全体の会社支払額は変わらない」という記事を掲載しました。すでに、国も企業も動き出しているのです。

次に現れるのは、130万の壁です。サラリーマンの妻の収入が130万円までなら夫の扶養に入り社会保険料負担は生じませんが、それを超えると、自ら社会保険料の負担をしなければなりません。そこで、130万円が就労調整が生じます。

この壁を打ち破ろうと、パートなど短時間労働者に対する保険適用を今より拡大することが決まっています。2016年から一部の大企業で、パートに対する社会保険の年収の壁が130万円から106万円に引き下げられます。これをもっと拡大し（下げ）ていけば、事実上壁（就労調整）はなくなるでしょう。

社会保険料は企業にも半分負担が生じますので、改革は容易ではありません。しかし、自ら負担した保険料は、将来年金として返ってくるので、それを認識しながら、壁を打ち破る地道な改革を進めていく必要があります。

タワーマンションの取得と節税

Q

最近、相続税増税の対策としてタワーマンションの取得が奨められていますが、どのような節税効果がありますか。また、税務上否認されることはありませんか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

相続税対策の一策ではあるが否認される可能性もある

A

ご質問のように、最近、タワーマンションを取得することによって、相続税を節税する方法がしきりに奨められています。例えば、都内のタワーマンションの最上階の一室を3億円で取得すると、相続税評価額が概ね600万円程度であるから、差額の2億4000万円を相続税の課税価格から減額できるというものです。

このようなことは、何も一室ではなく、何室でも購入できるわけですし、取得するための流動資金がなければ、借入金で取得しても、同じ効果が得られることとなります。

このような節税が可能になるのは、

相続税評価額に原因があるとも言えます。すなわち、相続税法では、相続により取得した財産の価額は「時価」（客観的交換価値）によると定めています。が、実際には、その「時価」は、国税庁の財産評価基本通達が各財産について定めている評価額によっています。

この通達では、マンションについては、一室当たりの土地の専用部分を路線価で評価し、家屋部分について固定資産税評価額で評価し、それらを合計した金額によって評価することになっています。

そうすると、タワーマンションに於いては、一室当たりの土地部分が少ないこと等から評価額が低くなり、他方、最上階では、眺望権等の価値を加算して下層部分よりも高額に取引評価額が設定されますので、一室当たりの取引価

額と相続税評価額に相当の開差が生じることが考えられます。その点では、タワーマンションの最上階の部屋を取得することは、相続税対策として、有効であると考えられます。

ところで、このような不動産を取得して、その取引価額と相続税評価額の開差を利用した節税策は、バブルの頃も頻繁に行われていました。そして、そのような節税策は、次のような方法で封じられてきました。一つは、昭和63年末の租税特別措置法の改正によって、取得した土地家屋については、取得後3年間はその取得価額で課税することになりました。

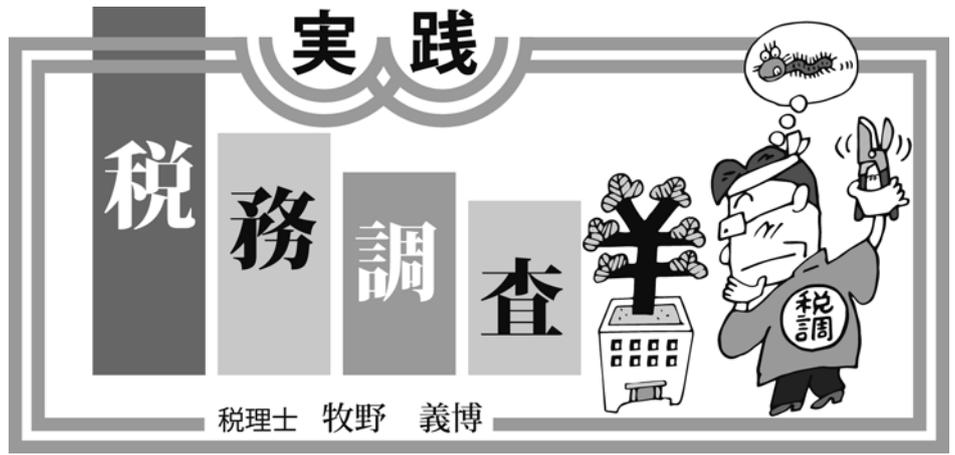
また、財産評価基本通達六項は、「この通達の定めによって評価する」とが著しく不相当と認められる財産の評価額は、国税庁長官の指示を受けて評

価する。」と定めています。バブルの頃の不動産取得について、この通達によって取引価額で課税されたケースは相当数あります。

その後、バブルが崩壊し、資産デフレが続く中、前述の租税特別措置法の規定は廃止され、評価通達六項の規定が適用されることも聞かなくなりました。ところが、最近、大都市圏の不動産価額が持ち直し、タワーマンションの売れ行きも好調になってきますと、前述のような節税策が喧伝されるようになってきたわけです。

しかし、前述の租税特別措置法の規定は廃止されていますが、評価通達六項の規定等による否認もあり得ます。現に、最近の情報によると、相続開始2週間前にタワーマンション取得の所有権移転登記したケースについて、その取得自体が否認されていますし、あるいは、国税不服審判所の裁決で、相続開始直前に取得したタワーマンションについて、その取引価額で評価すべきとしています。更に、国税庁では、タワーマンションの課税方法を見直すとの情報もあります。

以上のように、最近、喧伝されているタワーマンション取得による相続税節税策は、喧伝どおりの効果が期待できる場合もあるでしょうが、課税上否認されることもあり得ることに留意する必要があります。



結婚披露宴出席時の祝い金と旅費

員が招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の様子を見ていきましょう。

調査官 御社の慶弔規定等を見せていただけませんか。

担当者 どうぞ。

調査官 従業員等の結婚に際し支出される結婚祝い金の規定をみると、一般職の方と係長級以上の方では支給金額が異なりますね。

担当者 はい。何か問題がありますか。

調査官 一般職の方は3万円、いわゆる役職者の方は6万円となっております。金額の算定根拠を教えてください。担当者 特に計算根拠はありませんが、慶弔規定で決めていれば問題ないと聞かされてしまったので……。

調査官 税務上では、慶弔規定で定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるのであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。

担当者 社会通念上相当と認められるもの、と言われても難しいですね。

調査官 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位

に基づいて支給をされたと認められま

すので、原則は給与課税されます。

しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等から考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば、課税しないとしているのです。

担当者 よくわかりました。

調査官 今回の件は福利厚生費の範囲と認められますので、会社経理で結構です。

ところで、常務取締役が社員の結婚披露宴に出席した際、旅費を支給していますが往復で約5万円と高額ですね。

担当者 社員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くついでしまいました。

調査官 経理上はどう処理されましたか。

担当者 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。

調査官 この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。

担当者 しかし、結婚披露宴に

招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。

調査官 お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるということは、個人の資格で参加されることとなります。従いまして、業務遂行上必要となるものではありません。**担当者** 分かりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。



イラスト 渡辺 正義

調査官は販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、社員の結婚披露宴に常務取締役が主賓で出席し、それに係わる旅費及び祝い金が福利厚生費で処理されていることがわかりました。

ちなみに調査対象法人は比較的若手社員が多いことから、結婚披露宴に役



「顔と口の体操」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

「老け顔」を正すと 数々の病氣予防に効力

歳を重ねてくると、顔や口元にシワやタルミの生じる「老け顔」に悩むことが多くなります。そこで昔から筋肉を引き締める顔面体操や口唇体操が工夫されていますが、近年は対処法が様変わりしてきました。

何が変わったかと言うと、従来はマッサージなどによる美容効果が中心でしたが、研究の積み重ねで、病氣の予防や改善とセットにするか、あるいは対病氣をメインにするようになったことです。具体的な病名としては生活習慣病、ストレス、胃腸疾患、認知症、歯周病、顎関節症、嚥下障害などが挙げられています。また、他の運動やトレーニングを並行して、効果を高める療法も増えています。例えば運動は深呼吸や首回し、目の開閉などですが、「生麦生米 生卵」に代表される早口言葉を重視する鍛練法もあります。高齢化社会になり、顔と口の体操

は数が非常に多くなって選択は難しいのですが、それぞれ代表的なものを一つに絞って次に紹介します。

急速に普及中「笑い筋体操」

人間にとって笑うことは重要で、優れた効能をもたらすことは医学的にも実証されていますが、この体操は笑いの研究を長年続けている筑波大学で考案されました。顔の表情筋の一つである笑筋をストレッチしてエクボができるような状態にし、いつも笑顔を保てる表情にするというユニークなトレーニング法です。

そもそもは、女性研究者の糖尿病に関する追求から始まりました。笑いの効能の中に、免疫力を高めて自己治癒力を強化する働きがあります。そこに着目し、吉本興業の協力を得て、重度の糖尿病患者に漫才を聞かせて爆笑させると、血糖値の上昇を抑止することが確認されました。

しかし、漫才の同じビデオを何度も見せていると笑う量は次第に減っ

てきます。そこで毎日楽しく笑える方法はないかと試行錯誤、苦心の末にたどり着いたのが、笑筋を細かく刺激して、脳にある笑いの神経回路につなげる独特の体操でした。笑筋は口や目の周り、頬に多くある

ので、その部分を重点的に活性化し、笑いやすい表情に変えていくのが狙いです。体操の名前もユーモアに富み、笑筋を手で横に伸ばす「のばして、いい顔」、親指と人差し指で頬を丸くこね回す「たこやき、ぐりぐり」など5種類があります。

自治体や老人施設などからの賛同も多く、これまで活動の中心だったNPO法人「笑い筋体操ハッピーネット」は今春から「一般社団法人」に改編されました。認知症予防のプログラムも積極的に組むなど、さらに大きく輪を広げています。

根強い人気「舌出し体操」

普段あまり使わない口の周囲の筋肉（口輪筋）を集中的に動かすと、

口元が引き締まり、歯並びが良くなって発音もきれいになるとして、「健口体操」という新語も生まれています。新人アナウンサーにも欠かせない主要なトレーニング法です。これには舌をフルに使う訓練もあります。舌を突き出してアツカンベーをする運動は古くから知られていますが、口の中で舌を左右にグルグル回すと唾液が潤沢になり身体により良いと、実践者が増えました。

舌出し式には有名な先駆者がいました。80歳でエベレスト登頂を果たした三浦雄一郎さんの父親で、プロスキーヤーだった敬三さんです。101歳で亡くなりましたが、99歳の時にモンブランの氷河を滑走しています。アツカンベーをこよなく愛し、朝に晩に繰り返していました。長男の雄一郎さんも舌出し、舌回し体操を日課にしているそうです。

高齢になると、どうしても食べ物や噛む力も吞み込む力も、そして消化する力も弱くなりがちです。一番の楽しみだった食事が美味しくなくなると不満がつのり、味覚障害に進むことも少なくありません。

健康をより堅固にする「健口」。今後の長寿社会を支えるキーワードとして、期待が高まっています。



「火災保険」「地震保険」の保険料が上がる!?

10月から、火災保険の保険料が値上げされました。

火災保険は、火災に対応するだけでなく、豪雨や竜巻、台風、大雪など、通常起きる自然災害にも適用できるものが多くあります。早すぎる台風、集中豪雨といった異常気象が続いているだけに、火災保険からの保険給付が増えたことが今回の値上げの原因でもあります。

値上げ幅は商品にもよりますが2～4%。災害の多い地域では、3割アップのところも出てくるようです。

また、これまでは最長で36年までまとめて加入することができましたが、10月からは保険期間の最長が10年となります。様々な災害が多発するので、従来のような超長期の補償が難しくなっているためです。

火災保険の場合は、生命保険とちがって中途解約してもそれほど大きなペナルティーはかかりません。10月から保険料がかなりアップする地域にお住まいなら、10月までに、割引率が高い超長期の契約に入り直すということも考えておきましょう。

巨大地震を前提に保険料をアップ

2017年1月からは、個人住宅向けの地震保険の保険料も値上げされる見通しです。引き上げ幅は19%の予定で、加入者の負担を減らすため段階的な引き上げとなりそうです。こちらも、最近、地震で揺れる頻度が高くなってきていることや、今後、起きる確率が高いと言われている南海トラフなどの巨大地震のリスクが織り込まれたために値上げせざるをえないようです。

火災保険は風水害にも対応できるものが多いですが、地震に対応できるのは地震保険だけ。仮に、家が火災で消失したとしても、その原因が地震や噴火によるものだったら、火災保険は使えません。地震が原因で起きた事故については、地震保険でないと対応できないのです。

ただし、地震保険は火災保険とセットでなければ加入できません。補償の限度額は建物で5000万円、家財で1000万円。また、付けられる補償は、火災保険の保険金額の30～50%となっています。たとえば、火災保険が2000万円だったら、地震保険は1000万円までしか入れないということです。

なお、地震保険の保険料は県ごとの決定となっており、木造で保険金額1000万円の場合、東京都は年3万

2600円ですが、同じ関東圏でも栃木県は1万600円と地域によってかなり差があります。

地震保険は、まとめ払いで安くなる

保険給付の支払いについては、今のところ、全損、半損、一部損の3段階になっています。全損とは、主要構造部分の5割以上が壊れているか、または焼失したり流失した部分の床面積が7割以上の状況。半損とは、主要構造部分の損害が2～5割もしくは焼失したり流失部分の床面積が2～7割ある状況。それ以下は、一部損ということになります。

支払い額は、全損で契約保険金額の100%、半損で50%、一部損で5%となっていて、かなりの大地震でないと、全損というケースは少なく、多くの場合は一部損ということになりそうです。一部損の場合、保険金額1000万円で加入していても、支払われるのは50万円ですからお見舞金程度と思ったほうがいいでしょう。

もともと地震保険は、火災保険の半分しか補償が付けられないので、地震保険で家を建て直すというのは難しい。地震にあったときの当面の生活費を確保するために入ると考えたほうがいいのかもかもしれません。

地震保険は、入るならずっと入り続ける。入らないならそのぶんの保険料をしっかりと貯金しておきましょう。大きな地震があったので怖くなって入ったけれど、なかなか地震が来ないのでやめてしまうという人も多いですが、やめた途端に地震が来るということもあります。

入るならずっと入り続けるわけですから、保険料が割安になるまとめ払いで入るといいでしょう。地震保険は、2年から5年までの間で、まとめ払いができます。まとめ払いの保険料は、2年まとめでの加入なら1.9年分、3年なら2.75年分、4年なら3.6年分、5年だと4.45年分になります。しかも、5年分まとめ支払いをしておくと、その間に地震保険の保険料が値上がりしても、契約期間中は上がらず契約更新時に値上げということになります。

詳しくは、財務省のホームページで確認してください。
http://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

難解の世代

◆ 34 柴 昭一



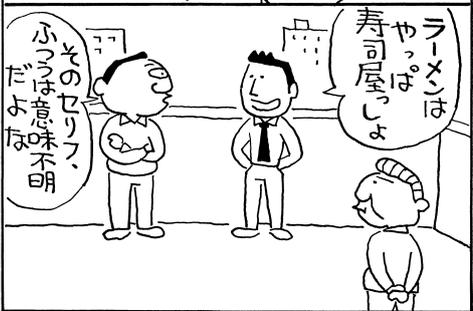
◆回転寿司屋のメニューは
寿司だけではない



「おまえ、
このあいだも
ここで
ラーメン
食べたよな」



「安い上に
けつろつろ
からぬ」



「ラーメンは
やっぱり
寿司屋じゃ
ないよ」
「そのセリフ、
ふつう意味不明
だよな」



旬のおさかな
秋刀魚



旬のおさかな
秋刀魚

間違いさがし



2枚の絵には、間違いが7か所あります。
頭のコリがとれるかな？ 答えはこのページの下にあります。



読者から

▼四国化工機植田社長の経営哲学で、成功の秘訣にお客さまから逃げないこと。とことんやり抜く勇気と先見性がトップには求められること感じた。だが、部下に任せられることは任せ、少々失敗には目をつむることも必要だと思った。これが氏の言われる「社員を大事にすること」と「企業は人なり」の信条に通ずるものであることをあらためて認識した。
(長野県 田村仁作)

▼今まで介護に対して勉強不足でしたが、義母が要介護3の認定を受けました。荻原先生の暮らし塾を読んで、初心者にも理解できるように本当に丁寧な説明がとても参考になりました。前向きに肩に力を入れず、ケアマネージャーさんの力をお借りしていきたいと思えます。
(広島県 高橋絃子)

▼テレビなどで、ふるさと納税をすると〇〇県の△△はお米をくれるとか、お肉をくれるとか、お礼の品のすこいことばかり取り上げている。2千円以上のものがお礼として送られてくるすごく、得。みた

◆編集後記◆
▼今回の金沢への取材は、3月に開業した北陸新幹線で行きました。東京から金沢までの2時間半はあっという間で、だいぶ近くなった気がします。北陸新幹線は、2022年に敦賀まで開通する予定だそうです。北陸への旅行がますます便利になりますね。
▼地方での取材を重ねる毎に、その土地でしか食べられない美味しいものを、地元の方々ともて旧知の友のように楽しめるようになってきました。そのために、まずお店探しが重要ですが、そのポイントは……①グルメサイトに載っていないこと②観光情報誌に載っていないこと③裏通りにあって一見古そうなのに、なんだか得体の知れないパワーを発散していること。今回の金沢でも素晴らしいお店に出会えました。一人旅の醍醐味です。
(K)

いな話ばかりで私も興味がありました。今回「あえて「ふるさと納税」にモノ申す」を読み、はつと目が覚めました。故郷に住む両親にきちんとした公共サービスの提供と考えれば、お礼の品の競争から政策競争に転換していくこと。私も考えを転換できるようにしたいと思いました。(愛知県 青山奈美)
▼「あえて「ふるさと納税」にモノ申す」を読んでも共感を覚えました。そもそも「ふるさと納税」は「寄付」「お金や物を無償で提供すること」であり、見返りを期待するのは本来の趣旨から外れていると思います。しかし、日本の文化に「寄付」というものは根付いていないから、こうでもしないと納税者がいないというのはさびしい限りです。
(熊本県 宮本 勉)

◆編集者から◆
▼ご意見・ご要望・ご感想は
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
公益社団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。
掲載者に図書カード3千円を贈呈します。
(住居表示変更の実施により2015年7月21日から所在地表記が変更になりました)